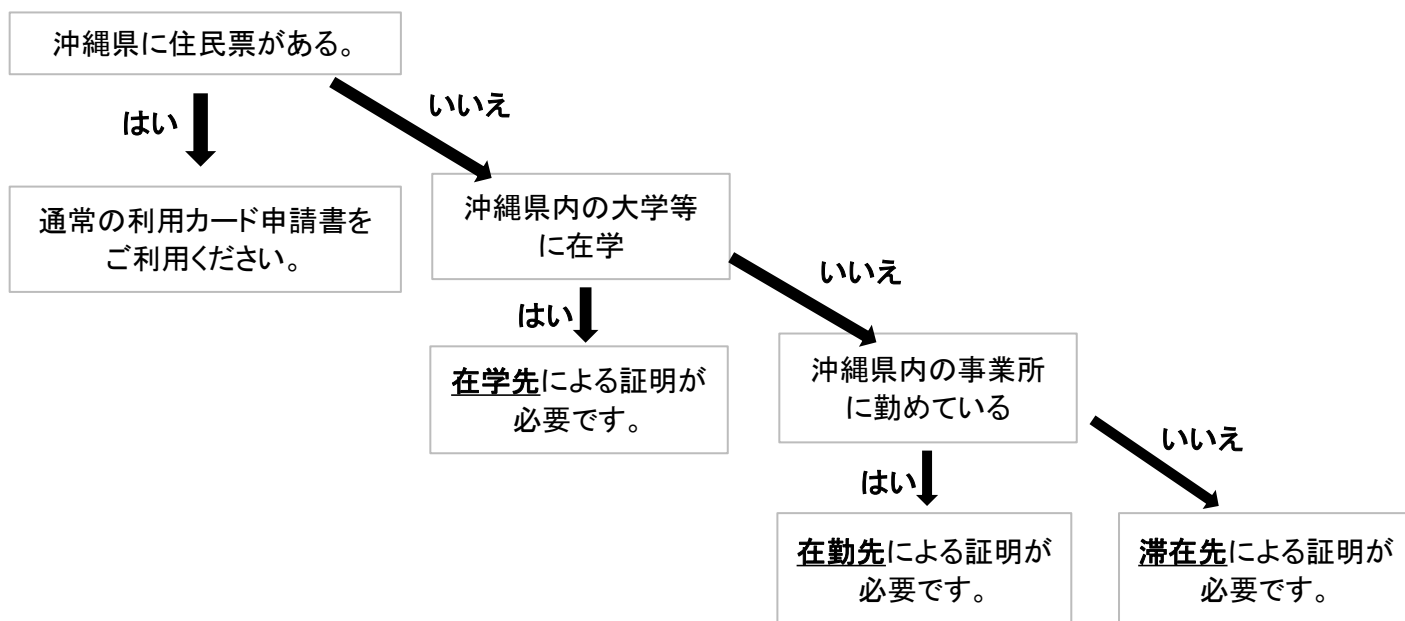


沖縄県立図書館利用カードの申請対象者 フロー図



沖縄県立図書館では、県外に住民票がある方でも、当館の利用カードを作成し、本を借りることができます。
ただし、リクエスト購入、相互貸借の利用など一部制限があります。
上記のフロー図のいずれかに該当する方は、下記の説明を読み、当館カウンターに申請ください。
ただし、いずれも申請受付した日から1ヶ月以上の期間がある方に限ります。

○沖縄県内大学等に在学の方

- 対象者： 県外に住民票があり、現在は沖縄県内の大学等に在学している方
必要書類： ① 沖縄県立図書館利用カード交付申請書(短期滞在・在学・在勤)
② 帰省先の住所がわかるもの
注意： 申請書内の証明欄は、在学先(例：学校事務所)が記入する必要があります。
または、在学先が発行する在学証明書を証明欄の代わりにすることができます。

◎沖縄県内事業所に在勤の方

- 対象者： 県外に住民票があり、現在は沖縄県内の事業所に在勤している方
必要書類： ① 沖縄県立図書館利用カード交付申請書(短期滞在・在学・在勤)
② 帰省先の住所がわかるもの
注意： 申請書内の証明欄は、在勤先(例：勤務会社総務)が記入する必要があります。
または、在勤先が発行する在勤証明書を証明欄の代わりにすることができます。

●沖縄県内に滞在されている方

- 対象者： 県外に住民票があり、現在は沖縄県内に滞在している方(旅行など)
必要書類： ① 沖縄県立図書館利用カード交付申請書(短期滞在・在学・在勤)
② 帰省先の住所がわかるもの
注意： 申請書の証明欄は、滞在先(例：ホテル、旅館)が記入する必要があります。
または、滞在先が発行する領収証(受付日から1ヶ月以上の期間の記載があるもの)を証明書欄の代わりにすることができます。

※申請書の証明欄を記入する方へ※

当館では、利用者カードを作成された方に、当館の所蔵本を貸出しております。申請の受付から1ヶ月以上の期間が証明されなければ、利用者カードの作成はできませんので、御協力をお願い致します。
当館の貸出本は、原則2週間で返却する必要があります。万が一、貸出本の返却がない場合、延滞として督促を行っております。その際、申請者本人と連絡が取れなかった場合には、代わりに証明先に連絡をとることがあります。あらかじめご了承ください。その他、不明な点はお手数ですが、当館までお問合せ願います。